

<別紙1>

第三者評価結果報告書

①第三者評価機関名

公益社団法人神奈川県介護福祉士会

②施設・事業所情報

名称：川崎市梶ヶ谷保育園	種別：保育所	
代表者氏名：鏡 章子	定員（利用人数）： 120名	
所在地： 川崎市高津区梶ヶ谷5-8-2		
TEL：044-865-0355	ホームページ： https://www.city.kawasaki.jp	
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：1979年9月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：川崎市		
職員数	正規職員： 20名 会計年度任用職員： 12名	
専門職員	(専門職の名称)	
	保育士 23名	栄養士 2名（1名育児休業）
	看護師 2名（園長1名）	用務員 1名
施設・設備 の概要	(居室数)	
	保育室10	地域子育て支援ルーム

③理念・基本方針

＜保育理念＞

一人ひとりを大切に愛情と信頼を持ち、安心して、遊べる環境を整え保育していく
子どもにとって～明日も行きたい楽しい保育園
保護者にとって～安心して預けられる保育園

地域にとって～子育ての拠点として情報発信し支援をする保育園

＜保育目標＞

心も体も元気な子ども

- ・自分が好き、みんなが好き
- ・わくわくドキドキ楽しい体験
- ・自分で選んで、自分で決める

＜保育方針＞

◎十分に養護の行き届いた環境、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、
情緒の安定を図る。

◎一人ひとりの子どもを大切に、年令発達に合った系統的な保育を進めていく。

①愛情豊かに、一人ひとりを大切に育てていきます。

②生活リズムを整え、基本的な生活習慣が身に付くように援助していきます。

③身体を使う遊びを通して、丈夫な体作りを援助していきます。

④いろいろな遊びを通して経験を広げ、豊かな心を育むように援助していきます。

⑤友だちやいろいろな人との関わりの中で、共感や思いやりの気持ちを育むように援助
していきます。

⑥感じたこと、考えしたことなどを豊かに表現できるように援助していきます。

④施設・事業所の特徴的な取組

- 保育士、看護師、栄養士が連携し、生活面や健康面、食事面から総合的な保育を行っている。車や自転車で登園する子どもが多く、運動面の弱さを感じられたことから、「運動遊びに力を入れよう」と、身体作りグループが年間計画を立てている。数年前から看護師を中心に子どもたちの足型を取り、足型が全国平均よりやや劣っていたことから、足指でのビー玉つかみや、タオルつかみなどの足裏遊びを実施していたが、今年度は、卵パックやサランラップの芯、洗濯ホースなどを使った足踏みシートを作りし、足踏みの運動遊びを取り入れている。子どもたちの足裏には、土踏まずがはっきり現れ効果があがっている。足踏みシートは玄関ホールに展示し、民間園にも貸し出しを行っている。
- 「食育年間計画」を作成し、畑で大根やサツマイモ、トマトなどの野菜を栽培している。また、大きな「たらい」で稲を栽培し、収穫したお米で、おにぎりを作っている。子どもたちが、献立に出てくる食材に关心を持てるようにしている。年長児は「箸検定」に挑戦し、遊びの中で正しい箸の持ち方を覚えている。また、家でもできる簡単な遊びとして、イラスト入りの「指の動かし方遊び」を「家庭版箸検定」として配布している。昨年は、オリンピックイヤーだったことから、世界の料理を国旗を見せながら提供している。子どもたちは国旗を見て、どこの国のどんな料理だったかなど、楽しんでいる。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	2020年10月7日（契約日）～ 2021年2月16日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	3回（2015年度）

⑥総評

- ◇事業所の特色や努力、工夫していること、事業所が課題と考えていること等
- 昭和54年開設の歴史ある公立保育園で、120名の子どもたちの保育にあたっている。1階には、3～5歳の幼児クラスの保育室があり、2階には0～2歳児の乳児クラスの保育室がある。2歳児は、1階にも1クラスがある。現在は整備中だが、広い園庭があり、子どもたちが、のびのびと活動している。歩いていける範囲内に公園が数か所あり、自然環境にも恵まれている。子どもが主体的な遊びをできるよう、子ども自身が考え、決定できるよう全員が関わっている。
- 「地域子育て支援事業計画」を作成し、「地域子育て支援センターかじがや」と連携して、体験保育事業や食育・離乳食講座、保健講座などの子育て支援事業、情報提供事業に携わっている。また、地域の老人福祉施設の利用者と交流し、世代間交流を行いながら、地域の中の保育施設であることをアピールしている。地域に向け、保育相談や絵本の貸し出し、園庭開放、室内開放、体験保育などを行っている。「地域みまもり支援センター」や近隣園とも連携している。
- 保育士が穏やかに話すことを意識し、危険なとき以外の禁止の言葉や、子どもを急かす言葉は使わないこととしている。子ども一人ひとりを受容し、その気持ちに沿って適切に対応している。子どもが泣いているときは、気持ちを受け入れ、製作場面で困っているときには、近くに座るようにし、一人ひとりの思いに目と心を向けることを大切にしながら保育している。
- 子どもの発達や年齢、動き、興味関心、季節などに合わせ、遊具や絵本を入れ替え、自分で遊びを選べるよう環境を整えている。職員手作りのマルチパーツ（牛乳パックをつないで箱状や形を変えたもの）などで、家を作ったり、コーナーを作って中でおままごとをしたり、舞台にして歌を歌ったりするなど、子どもたちの創造性を活かし

た遊びを行っている。

- 〇歳児の保育では、一人ひとりの生活リズムや発達に合わせ、生活に幅を持たせながら、ゆったりと生活できるよう一日の保育を計画している。這い這いの子どもは危険防止のためサークルでスペースを作り、歩ける子どもとは一緒にならないよう工夫している。常に環境を見直し、自由に安全に遊べるよう、養護と教育が一体となった保育を展開するよう意識している。SIDS（乳幼児突然死症候群）対策として、仰向きに寝かせ、5分おきの呼吸チェックを行い、記録している。
- 1歳以上3歳児未満の保育では、自我の育ちを十分に受け止め、自己主張をする子どもには丁寧に関わっている。言葉がまだ不十分なところがあるため、保育士が代弁したり、相手の思いを伝えたりしながら、他児との関わりを援助している。保護者とは「生活記録連絡票」や朝夕の会話、お便りなどを通し、連携を密にしながら発達の喜びを共有している。
- 3歳以上児の保育では、子どもたちは日常のことは自分で行い、相手の気持ちを考えることができるようになっている。自立心が芽生え、自発的発言が多くなる時期で、養護だけでなく教育の部分も生活の中に取り入れている。「幼児期に育ってほしい10の姿」を念頭に置いて、保育を行っている。各年齢に応じて、一人ひとりの個性を活かしながら、集団の楽しさを味わうことができるようになっている。
- 区のセンター園として、医療的ケア児を受け入れ、ベッドや必要な設備を整えている。ベッドわきには子どもが安心できるよう、手作りのおもちゃを置き、子どもが遊びながら処置を受けられるようにしている。看護師が医療的処置やりハビリテーションを担当し、健康管理を行っている。保護者とは個別連絡帳を使用し、朝夕のコミュニケーションを密に取って保育を行っている。
- 子どもたちに防災教育を行い、「子ども自身が自分の命を守る」ことができるよう、「防災教育年間計画」を作成している。地震時のダンゴ虫のポーズ、煙体験、倒壊体験など、年齢に合った身の守り方などを、疑似体験を通して、子どもたちが学んでいる。また、プール使用時には、あらかじめ履物とタオルをプールサイドに置き、災害発生時には、一番近いタオルと履物を身につけ、職員の指示に従って避難することを教えている。
- 日々の保育に関しては、日誌などの記録から、保育内容の評価、反省を行い、月反省の時には、他のクラスの状況や保育の振り返りを聴き、情報の共有と保育内容の評価を互いに確認し、意見交換することで保育の質の向上に努めている。今迄の記述式のものに加えて、新たに保育協会の「保育内容等の自己評価リスト」を用いて自己評価を行っている。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

自己評価や第三者評価を受けることで施設の特徴ある保育を職員が確認・共有し合い、さらに改善、課題解決により充実した保育を提供できるようにしたいと思います。

⑧第三者評価結果

別紙2のとおり

第三者評価結果

※すべての評価細目(45項目)について、判断基準(a・b・cの3段階)に基づいた評価結果を表示する。
※評価項目毎に第三者評価機関判定理由等のコメントを記述する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
【1】	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<コメント>		
市のホームページや園のパンフレットに、保育目標や保育内容を掲載し、事務室や玄関ホールにも掲示している。4~5月の保育内容説明会やクラス別懇談会で、保護者に保育理念や保育目標を説明しているが、今年度はコロナ禍で開催を中止したため、書面を配布して周知を図っている。新入園児の保護者とは、クラス担任との面談を全員に行っている。職員には、4月の職員会議の場で、保育理念や保育目標を、あらためて説明している。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
【2】	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<コメント>		
保育所保育指針や「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」、「川崎市公立保育園保育指針」に基づき、子どもの健全な心身の発達を図っている。子どもの最善の利益を積極的に増進するため、子どもたちにふさわしい生活の場となるよう努めている。また、「第5期高津区地域福祉計画」について、園内で勉強会を開催し、地域の特性や状況を把握し、分析に努めている。地域は一戸建ての住宅が多く、他の地域と同様、少子高齢化が進んでいる。		
【3】	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
<コメント>		
川崎市の公立保育所として、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成など、市の子ども未来局保育事業部運営管理課の指導の下、適切な運営を行っている。今年度は新型コロナウィルスの感染予防のため、保育内容説明会やクラス別懇談会、人が多く集まる行事などの開催を自粛している。必要な会議も、WEBや書面での確認に変更になったり、園外研修もWEB研修で行われている。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。		b
<コメント>		
「川崎市総合計画第2期実施計画」や「川崎市行財政改革第2期プログラム」、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」など、児童福祉施設関係の施策や、児童及び保護者の状況、地域特性や保育ニーズなどに対応するため、毎年4月に「川崎市公立保育園運営指導方針」が策定されている。この運営指導方針を基に、園長が「梶ヶ谷保育園運営方針」を作成し、職員会議の場で、職員に内容を説明し、周知している。		
【5】 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。		b
<コメント>		
「川崎市総合計画第2期実施計画」や「川崎市行財政改革第2期プログラム」、「新たな公立保育所」や「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」、「保育の質の向上」などの内容を踏まえ、保育計画を作成している。保育にあたる専門職が連携し、実行可能な具体的な内容として、全体的な計画を作成している。また、「地域子育て支援事業計画」を作成し、「地域子育て支援センターかじがや」と連携して、体験保育事業や食育・離乳食講座、保健講座などの子育て支援事業、情報提供事業に携わっている。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
【6】 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。		b
<コメント>		
保護者参加の行事や保育行事については、行事ごとに振り返りや保護者アンケートを取り、満足度や改善点を把握して、その後の計画に活かしている。計画書は事前に担当が作成し、保育の振り返りの中で、改善点などを次年度に引き継いで、実施計画書を作成している。地域子育て支援事業については、区の子ども子育て支援機能の充実を目指し、担当者が年間計画を立案、実施し、評価する仕組みを作っている。「新たな公立保育所の3つの機能」に、地域の子ども・子育て支援の機能があげられていることから、積極的に取り組んでいる。		
【7】 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。		b
<コメント>		
毎年4月に、保育内容説明会を開催し、保護者に全体的な計画と年間行事計画を書面配布し、パワーポイントを使って前年度の行事の様子などを示し、分かりやすく説明している。また、公立保育所の役割や、地域の保育所との連携、地域の子育て支援事業、センター園としての医療的ケア児の受け入れなどの取り組みも、保護者に説明している。今年度はコロナ禍で、説明資料の配布となり、行事の開催も難しくなったため、親子で遊べる遊具の手作りキットなどを配布している。保護者からは好評で、次年度の行事の見直しにつなげている。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
【8】	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<コメント>		
	日々の保育に関しては、日誌などの記録から、保育内容の評価、反省を行い、月反省の時には、他のクラスの状況や保育の振り返りを聴き、情報の共有と保育内容の評価を互いに確認し、意見交換することで保育の質の向上に努めている。今迄の記述式のものに加えて、新たに保育協会の「保育内容等の自己評価リスト」を用いて自己評価を行っている。自己評価結果は、1~2月に園長が集計し、次年度につなげていく予定である。第三者評価の受審も市の計画に沿って行い、今回が3回目の受審となる。	
【9】	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<コメント>		
	各職員が保育の振り返りを行い、自己評価も行っている。毎年2~3月、市へ園全体の自己評価の提出があり、これまで園長が対応していたが、昨年度は職員全体で取り組んでいる。自己評価で明確になった課題は、職員間で話し合い、改善策や次年度の計画に反映している。2~3月、職員会議の場で次年度に向けた話し合いを行い、行事は前年度の内容を参考にして計画を立てている。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
【10】	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<コメント>		
	年度当初に、園長が「桿ヶ谷保育園運営方針」を策定し、職員会議の場で内容を説明するとともに、職員全員に書面を配布している。「職務分担表」や「業務分担表」を作成し、職員の業務に偏りがないよう配慮し、さらに今後経験を積み、新たな取り組みなどがスキルアップにつながるようにしている。緊急時や園長不在時の緊急対応については、「園長不在時不測の事態が発生」や「緊急時対応フローチャート」を、事務室や各クラスに備え、適切な対応がとれるようにしている。園だよりに、「園長先生のコラム」欄を設け、保育で大切にしたいことなどを、保護者に伝えている。休日を含め、園長不在時には、いつでも携帯電話に連絡できることを職員に話している。今年度は、新型コロナウイルスの対応に関する確認が多く入っている。	
【11】	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<コメント>		
	職員ハンドブック「服務冊子」を、職員が携帯している。年2回、全職員が「服務チェックリスト」に取り組み、チェックリストの正誤表を元に園長との面談を行っている。職員は公務員としての自覚を持ち、行動することが義務付けられており、違反した場合は罰則も科せられることになっている。年1回、自主考查があり、テーマを選んで職員が取り組み、市へ報告することになっている。今年度は、「コロナ禍においての人権について」を選び、小グループでのワークを行い、全体のまとめを市に提出している。	

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

【12】	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
------	---	---

<コメント>

市の運営管理課や、区の保育総合支援担当が主催する研修会に積極的に参加するよう、職員に働きかけている。市の「人材育成研修」に参加し、参加した職員が研修報告を行い、職場全体で学びを共有している。園長が各種会議に出席して、保育の課題や改善点を整理して、具体的な取り組みについて意見を述べている。会議では、発言が少ない職員の意見を促し、トップダウンではなく、皆で考えていく場としている。保育場面や行事などにも参加し、園内を回りながら、子どもたちの様子を確認している。

【13】	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b
------	---	---

<コメント>

財務や経営に関しては、市の運営管理課の予算内で、事業や保育業務を実施している。業務担当やクラス運営は、職員の経験やスキルレベルを考慮して、組織的な保育運営となるよう配慮している。園長補佐とともに、職員の働きやすい環境作りを行い、コミュニケーションを図り、業務の進捗状況を確認している。職員間のチームワークを大事にしている。職員とは顔を見てしっかりと挨拶し、職員の声のトーンなどを確認しながら、健康状態を確認している。

II-2 福祉人材の確保・育成

第三者評価結果

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

【14】	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
------	---	---

<コメント>

「川崎市保育士等専門職人材育成のあり方」や、「保育所看護師の人材育成」のもと、行政職員としての「あるべき姿」と「力」が、保育士、看護師、栄養士に共通して求められている。行政職員として、階層別に求められる能力が明記されており、計画的にキャリアアップやJOBローテーションを考慮して、市が人事異動を行っている。人事評価や異動対象者との面談では、キャリアアップにつながるよう意向を確認し、運営管理課につなぐ組織的な取り組みがある。

【15】	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
------	-----------------------------	---

<コメント>

行政専門職として、「川崎市保育士等専門職人材育成のあり方」や、「保育所看護師の人材育成」のもと、キャリアアップやJOBローテーションを考慮して、市が人事異動を行っている。職員の異動に際しては、「キャリアシート」をもとに面談を行い、保育者としてのキャリアステージでのステップアップを期待している。「人事評価シート」を用いた人事評価では、職員との面談で、業務内容を適正に評価している。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

【16】	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	b
------	--	---

<コメント>

職員の就業状況は、時間外勤務も含め園長が把握し、市に状況を報告している。職員全員が健康診断を受診し、二次検査など、必要に応じて継続した治療を受けられる仕組みがある。心の相談室もあり、産業医と相談しながら、早期に心の相談を受けやすい環境がある。ワークバランスに配慮し、休暇や時間休暇、また、ノー残業デイを意識した取り組みを行っている。勤務シフトは、職員の休みの希望に配慮しながら、園長補佐が作成している。有給休暇の取得状況も園長が把握し、職員が平均して10日は取得できるよう、取り組んでいる。

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

【17】	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
------	------------------------------------	---

<コメント>

川崎市の人材育成基本計画のもと、職場における人材育成の取り組みとして、人事評価制度の活用がある。「キャリアシート」を活用した人材育成と合わせて、職場内OJT(実際の仕事を通じての教育方法)やOFF-JT(通常の仕事を一時的に離れて行う教育方法)などを推進し、計画に掲げる「目指す職員像」に向けて取り組んでいる。人事評価面談では、目標設定から水準、取り組みの手段、成果までの進捗状況、組織目標にどの程度到達したかを確認している。

【18】	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
------	--	---

<コメント>

行政専門職としての人材育成計画のもと、組織的に研修が開催されており、職員は自分のキャリアステージに合わせて研修会に参加して研鑽している。研修に参加した職員は、園内で研修の学びを報告し合い、内容を共有することで、園全体の学びとしている。研修の内容については、市の運営管理課や区の人材育成担当が、評価と見直しを行い、次年度に活かしている。園では食育に力を入れており、外部講師を招いて園内研修を開催している。

【19】	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
------	--------------------------------------	---

<コメント>

職員一人ひとりの「キャリアシート」にて、個別の研修や資格、保育経験などを把握している。また、新任、異動者に対する個別的なOJTも行っている。川崎市の人材育成基本計画に基づき、階層別研修や県のキャリアアップ研修、テーマ別研修などの参加機会を確保している。職員の職務や経験、技術水準に応じた研修を積極的に受講するよう、職員に自己研鑽を促している。園外研修の参加者は、園長と園長補佐で決め、職員が年1回は園外研修に参加できるようにしている。今年度はコロナ禍で、WEB研修の受講になっていることが多い。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関する専門職の研修・育成が適切に行われている。

【20】	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関する専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
------	--	---

<コメント>

園長補佐を担当として、保育士や看護師の実習生を受け入れている。受け入れに際しては、学校側との事前打ち合わせやオリエンテーションを行い、マニュアルに沿って対応している。実習期間中は、担当者やクラス担任と振り返りを行い、実習内容の充実を図るとともに、次年度の実習に活かせるよう助言し、希望があれば継続的に受け入れを行っている。実習生の受け入れは年間を通してあり、今年度も10名近くの実習生を受け入れている。今年度はコロナ対策のため、実習生が重ならないよう配慮し、1クラスでの実習に限定している。また、子育て支援要員の研修にも対応している。職員にとっても、実習生に「保育を語る」ことが必要なため、よい勉強の場になっている。

II-3 運営の透明性の確保

第三者評価結果

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

【21】	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
------	---------------------------------------	---

<コメント>

川崎市のホームページに、園の保育理念や基本方針、保育内容などを公表し、運営の透明性を確保している。第三者評価の受審状況や結果も公表し、誰でも内容を確認できるようにしている。地域に対しては、保育の現場を見てもらう機会を提供している。

【22】	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
------	---	---

<コメント>

園の経理、物品などの購入は、川崎市の予算執行の下、適正に処理している。必要物品や施設の修繕にかかる費用は、市の運営管理課の予算内に収め、見積もりを取るなど、適正な予算執行を行っている。物品購入や施設の修繕は、担当者を決めて対応し、透明性の高い適正な運営を行っている。

II-4 地域との交流、地域貢献

第三者評価結果

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

【23】	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
------	---------------------------------------	---

<コメント>

世代間交流や地域の子育て支援活動の年間計画を立て、老人福祉施設や「地域子育て支援センターかじがや」にて、子どもたちが交流を行っている。地域の親子には、絵本の貸し出しや、おもちゃキットを活用した取り組みを行っている。保育相談や健康・食育相談など、子育ての悩みや相談に乗れるよう掲示板に情報を掲示している。園庭のない地域の保育園とは、園庭や公園で交流している。区の「貸し出し遊具一覧」で、遊具の貸し出しをお知らせしている。今年度は、身体づくりグループが作成した「手作りの足裏遊びシート」などを貸し出している。

【24】	II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
------	--	---

<コメント>

園長補佐を担当とし、ボランティアの受け入れを行っている。地域のインターンシップ地域協議会から受け入れ依頼などがあり、次世代育成支援の一環として、高校生の受け入れを行っている。実習期間は園長が確認し、園長補佐が面談とオリエンテーションを行っている。今年度はコロナ禍で受け入れが難しいが、中学生の職場体験も受け入れている。

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

【25】	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
------	--	---

<コメント>

「地域みまもり支援センター」や地域の関係機関の連絡先など、すぐに提示できるよう準備し、リストを作成している。区の「ホッとこそだてたかつ」を活用している。小学校や地域の民間保育園との連絡会や、幼保小連絡会に年長児担任が参加して、関係機関と定期的な連絡会を毎年開催しているが、今年度はコロナ禍で開催できていない。支援が必要と思われるケースは、必要に応じて、要保護児童対策地域協議会に参加する仕組みを作っている。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

【26】	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
------	--	---

<コメント>

コロナ禍のため、地域の方々との交流が今年度は実施できていないが、例年、関係機関との会議に参加し、地域の方々と交流する中で、地域のニーズを把握するよう努めている。「地域子育て支援センターかじがや」は、地域の子育て親子が利用しているので、ニーズを把握している。地域の高齢者の状況把握は、これから取り組みになる。

【27】	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
------	--	---

<コメント>

地域の老人福祉施設の利用者と交流し、世代間交流を行いながら、地域の中の保育施設であることをアピールしている。地域に向け、絵本の貸し出しや、園庭開放などを行っている。今後は社会福祉施設として、災害時などの一時避難場所として支援できることを考えている。地域の避難所開設のための研修に、業務に支障のない範囲で、避難所開設要員として参加し、地域に還元する取り組みを学んでいる。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
【28】	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<コメント>		
<p>保育内容説明会などで、「愛情豊かに一人ひとりを大切に育てる」園の理念を保護者に説明し、理解を得るよう努めている。全体的な計画や保育年間指導計画の中にも、子どもを尊重する姿勢を示し、実践している。外国籍の子どもの割合は少ないが、各家庭の子育ての方針などを聞き取り、文化の違いや表現などに配慮を行うとともに、職員間で共通理解を図っている。クラスだよりなどにはルビを振り、子育ての情報提供や個別相談などに対応している。権利擁護について、セルフチェックシートの活用や、園内研修などで振り返りを行い、保育の質の向上を目指している。園の保育理念や基本方針は、玄関ホールに掲示している。</p>		
【29】	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b
<コメント>		
<p>子どもの年齢や発達に応じて、一人ひとりの気持ちに寄り添うよう配慮している。プールや水遊び、身体測定、衣服の着脱、おむつ替えの際には、カーテンや衝立てなどで目隠しし、子どものプライバシーを守るよう工夫している。トイレの使い方、男の子と女の子の身体の違いなど、子どもに話した内容は、家庭にも伝え、共通理解を図っている。プライバシー保護のマニュアルは、市が作成したマニュアルを使用している。パソコン内の情報は、パスワードを使用して管理している。子どもに関する書類は、鍵付きの書棚に保管している。子どもたちの写真は、プライバシー保護の観点から、園内に限定して使用している。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
【30】	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	b
<コメント>		
<p>入園希望者には、園の特徴や保育方針が分かるリーフレットを作成、配布し、丁寧に説明を行っている。リーフレットは、適時内容の見直しを行っている。また、川崎市のホームページに、入所案内を分かりやすく掲載している。園の見学時には、園舎内や園舎外から、丁寧に説明を行っている。今年度は、コロナ対策として、見学希望者の日程調整を行い、集団ではなく個別対応としている。重要事項説明書も、見られるように設置している。</p>		
【31】	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b
<コメント>		
<p>保育の開始時は、面談を通して、保育時間の確認や就業保障、保育を必要とする時間などの確認を行っている。特に配慮が必要な家庭や保護者には、重要事項説明書を使用しながら、分かりやすく説明し、同意をもらっている。今年度、全家庭の同意を得て、「まちこみライングループ」を緊急時の連絡用に活用している。ラインを使用しない家庭には、個別に園が電話連絡をしている。迎えの家族が変わった場合は、事前に園に電話して、災害連絡カードや身分証明書の提示を求めている。</p>		

【32】	III-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p>＜コメント＞</p> <p>保育園の転園などに対しては、保育の取り組みと子どもの成長をまとめ、引き継ぎの仕組みを整備している。保育の継続性に配慮した対応を行っている。卒園する子どもは、「保育所児童保育要録」を小学校に提出している。その後は小学校との懇談会や連絡会に参加して、情報の共有や連携を図っている。</p>		
III-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。	【33】 III-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p>＜コメント＞</p> <p>保育の取り組みを、写真やクラス便りなどで保護者に伝えている。年間を通じて、主体的に子どもが文化に触れたり、お年寄りと交流したり、遊んだり、学んだりする環境を作る工夫をしている。また、個別の保護者面談で、子育ての相談や育児支援を行っている。クラス別懇談会や行事の参加などで、保護者同士の交流を深め、子どもの成長を支援し合える関係を作っている。保護者アンケートは、内容を検討して、職員全体で改善に努めている。市の発達相談支援コーディネーターの資格を取得している職員が6名おり、育児に悩んでいる保護者を支援し、専門機関に繋げていく仕組みを構築している。異年齢保育「ガキ大将」では、3歳～5歳の3人がきょうだいグループとなり、週1回、年間を通して一緒に行動している。一人っ子の家庭が多いので、兄弟の楽しさや憧れなどを体験している。医療的ケアを必要とする子どもの保育も行っている。</p>		
III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	【34】 III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p>＜コメント＞</p> <p>苦情解決責任者や苦情受付担当者、第三者委員を置き、苦情解決の体制を整えている。「重要事項説明書」にも明記し、入園時、保護者に説明している。また、玄関ホールに掲示している。苦情を受け付けた際は、マニュアルに沿って、早期に面談し、苦情内容を把握し、解決策を検討して、フィードバックしている。また、必要に応じて、保護者会の役員会に伝え、内容を公表する仕組みを作っている。</p>		
【35】 III-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b	
<p>＜コメント＞</p> <p>意見箱を設置し、苦情だけでなく、意見を言いやすい環境を整えている。苦情や保育に対する要望などがあった時は、早期に対応し、保護者の思いを受け止めて改善につなげている。保護者からの相談は、個別の部屋を用意し、ゆっくり話を聴いている。保護者には、担任だけでなく、発達相談支援コーディネーターがいることや、相談ボックスがあることを周知している。相談ボックスの利用よりは、実際に職員に直接相談をしてくる保護者が多い。</p>		
【36】 III-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b	
<p>＜コメント＞</p> <p>アンケートや面談などで、保護者が意見や相談をしやすい環境を整えている。意見箱設置の意味を、保育内容説明会で保護者に伝え、自由に意見が言える環境整備を行っている。受け付けた意見は、職員会議で改善策を検討し、保育の質の向上に努めている。保護者から、4月の入園時に先生の名前が分からなくて困るなどの意見があり、4月中は先生と園児がネームを付けることとしている。また、保護者から、布団を干す台が高いという相談があり、踏台を置いたり、職員が手伝って対応することなどを決めている。</p>		

III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
【37】	III-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<コメント>		
事故発生時は、「健康管理マニュアル」に基づき、病院への受診やその後の対応を職員に周知している。リスクマネジメントの責任者を看護師とし、事故が発生した翌日には、事故防止対策委員会を開催し、原因の分析や、再発防止に向けた対策を検討し、1ヶ月後には、その後の評価も行っている。「安全点検チェックリスト」に基づき、事故や怪我につながる施設内外の設備や、遊具をチェックして、リスクマネジメントを実施している。ヒヤリハットを記録し、要因を分析し、改善策を検討する場を定期的に設け、大きな怪我や事故につながらないよう対応している。		
【38】	III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
<コメント>		
'健康管理マニュアル'を整え、園児や職員に対する感染防止策を実施し、保護者にも啓蒙活動を行っている。感染症対策の最新情報を川崎市安全衛生研究所より入手し、内容を掲示して、保護者や職員に情報を提供している。園内に感染者が出た時は、保護者の同意を得たうえで、感染状況を掲示し、対策や衛生管理について、マニュアルに基づいて適切に行っている。新型コロナウイルスの予防策として、園内の衛生や健康観察などをマニュアルに沿って行い、濃厚接触者が発生した場合は、川崎市の指示のもと、対処することとしている。職員はクラスターの予防対策として、毎日、「健康職員行動力カード」に、体温や健康状態を記入している。		
【39】	III-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
<コメント>		
土砂災害警戒区域ということもあり、災害時の「保護者連絡体制のマニュアル」や「子どもや職員の安否確認マニュアル」、「避難時のマニュアル」などを作成し、各マニュアルに沿って対策を講じている。月1回、防災や防犯訓練を行い、備品リストや備蓄品の確認も行っている。災害時の避難対策として、持ち物や園児連絡リストなどを各保育室の入り口に用意し、職員が迅速に動けるよう訓練を実施している。子どもたちに防災教育を行い、「子ども自身が自分の命を守ることができるよう、「防災教育年間計画」を作成している。地震時のダンゴ虫のポーズ、煙体験、倒壊体験など、年齢に合った身の守り方などを、疑似体験を通して、子どもたちが学んでいる。また、プール使用時には、あらかじめ履物とタオルをプールサイドに置き、災害発生時には、一番近いタオルと履物を身につけ、職員の指示に従って避難することを教えている。プール近くの倉庫に、子どもたちのTシャツを備蓄するなど、独自の工夫を行っている。保護者は、災害用伝言ダイアルの使い方の訓練を行っている。		

III-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
III-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
【40】	III-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b
<p>〈コメント〉</p> <p>「川崎市公立保育園運営の手引き」に、公立保育園が提供する福祉サービスを文書化している。子どもの人権尊重についても、全体的な計画に反映している。職員の研修は、階層別研修(新任・中堅・経験10年以上・園長など)を組織的に行い、自己研鑽の場としている。保育実践は、子どもの発達過程を職員が十分に理解し、一人ひとりの個別性を大切にした働きかけを行っている。保護者に対しては、乳児は個別連絡帳を用い、3~5歳児は保育記録を玄関に置き、その日の子どもの保育の様子を確認できるようにしている。</p>		
【41】	III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p>〈コメント〉</p> <p>毎月の乳児・幼児打ち合わせや会議などで討議し、評価や反省を行い、見直しを行っている。PDCAサイクル(計画→実行→評価→改訂)を意識した取り組みを実践している。園行事については、子どもの気持ちに寄り添った取り組みを行い、子どもたちが達成感や充実感を味わえるよう配慮している。担任だけでなくフリー保育士を始め全職員で、サポートしている。また、行事終了時には保護者から感想をもらい、次回の取り組みに活かすようにしている。</p>		
III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
【42】	III-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b
<p>〈コメント〉</p> <p>子どもの各年齢に応じた発達状況を踏まえ、保育指導計画を策定している。それぞれの年齢の保育が、養護と教育各領域を考慮して作成されているか園長が確認するとともに、「見える保育」を提供していくことを、職員間で共通認識している。全体的な計画に基づき、各年齢の年間指導計画から月間指導計画に、子どもの発達に合わせた具体的な内容を組み込んでいる。さらに、週日指導計画・日誌を作成して、日々の保育の振り返りや評価を行う仕組みを構築している。支援を要するケースについては、個別に指導計画を立て、適切な保育の提供を行っている。</p>		
【43】	III-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
<p>〈コメント〉</p> <p>日々の保育や週・月の保育指導計画は、子どもの姿をとらえ、発達状況を踏まえて、月ごとに評価、反省を行っている。また、期ごとにも行い、年度末には、クラス運営や年間保育指導計画の評価、見直しを行い、次年度に活かしている。会議は毎月定期的に行い、指導計画の変更などについては、クラス以外の職員にも周知している。</p>		

III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	
【44】	III-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。
<コメント> 児童票(個人記録票)に一人ひとりの子どもについての観察・個人記録、健康記録、面談記録、家庭状況、食事、発育などを記入している。個別指導計画に基づいて保育を実施し、記録によって個人の成長や発達を確認できるようにしている。記録は職員の書き方に差異がないよう、全職員が「帳票の書き方マニュアル」を所持している。	
【45】	III-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。
<コメント> 個人情報の取扱いに十分注意し、個人情報が書かれている記録は、鍵のかかる引き出しに保管している。職員は個人情報保護規程などを理解し、厳守している。保護者に対しても、個人情報の取扱いについて、「重要事項説明書」で説明し、署名をもらい、文書を保存している。	

第三者評価結果

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
【A1】	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子ども の心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b
<コメント>		
<p>全体的な計画は、年度末の2~3月頃から、職員会議で今年度の計画を振り返り、保育の状況、保護者の状況などを考慮し、次年度に向けて計画を立てている。全体的な計画は、保育所保育指針の改正時期から今の形式にし、園の目的や理念、方針、子どもの発達に応じた目標、発達ごとの養護と教育、健康支援、食育の推進、衛生・安全管理、保護者支援、地域の子育て支援、民間支援、職員の資質向上などを計画に載せている。保育所保育指針や川崎市公立保育園保育指針を基に、全職員で検討している。保育指針の改正がされてから、各クラスで勉強会を開催し、全体職員会議の中でさらに学び、園長から改正のポイントを説明してもらうなど、学習している。区の中心であるセンター園として、他の民間園や地域子育て支援センターでの公開保育など、地域との関わりを特色としている。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
【A2】	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすこ とのできる環境を整備している。	b
<コメント>		
<p>保育室内は、温度、湿度の目安に沿って、季節に応じて調整している。今は特に湿度が低く、加湿器を使用しているが、タオルを濡らしてかけたりと工夫している。保育室は保育士が常に清潔にし、廊下やトイレなどの共有部分は、用務員が定期的に掃除している。建物が古く、トイレが暗くなりがちであったが、天井に明るいペンキを塗るなど快適に使えるよう工夫している。毎月、園内外の安全点検箇所を一覧表で確認して、点検修理している。おもちゃは定期的に消毒し、安心して遊べるようにしている。午睡用の布団は、週1回ベランダに干し、年1回丸洗いを行っている。園庭は、石が出て来たりへこんだりしてきたため、現在業者に整備をしてもらっているところである。歩いていける範囲内に公園が数か所あり、自然環境に恵まれている。子どもが主体的な遊びができるよう、子ども自身が考え、決定できるよう全員が関わっている。</p>		
【A3】	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた 保育を行っている。	b
<コメント>		
<p>保育士が穏やかに話すことを意識し、危険なとき以外の禁止の言葉や、子どもを急かす言葉は使わないこととしている。子ども一人ひとりを受容し、その気持ちに沿って適切に対応している。子どもが泣いているときは、気持ちを受け入れ、製作場面で困っているときには、近くに座るようにし、一人ひとりの思いに目と心を向けることを大切にしながら保育している。子どもの表情やしぐさなどに気付き、応答的に対応している。園内研修で、1クラスの保育を、他の保育士が見て保育の振り返りを行ながら、より良い対応方法を検討し、保育の質の向上に努めている。時には甘えてきた子どもは、しっかりと抱きしめ、受容し、話を聴いている。保護者が迎えに来るまで待てずに、泣いてしまう子どもには、担任の保育士がしっかり関わるようにしている。他の保育士が保育に入るなど、連携を取りながら、子どもが安心できるよう配慮している。障害のある子ども、気になる子どもに対しては、保育士が一人付き、その子どもに応じた関わりを行っている。</p>		

【A4】	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	b
<コメント>		
【A5】	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	b
<コメント>		
【A6】	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<コメント>		
【A7】	A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳児未満の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<コメント>		

自我の育ちを十分に受け止め、自己主張をする子どもには丁寧に関わっている。ジャングルジムは色分けして、年齢ごとに上っていい高さを決めていたが、小さい子どもも高いところまで登りたい気持ちがあるため、ルールを見直し、危険に配慮しながら、子どもが自由に活動できるように改善している。また、滑り台を下から登るなど、自由に遊んでいるが、危険な状態に十分配慮し、見守っている。言葉がまだ不十分なところがあるため、保育士が代弁したり、相手の思いを伝えたりしながら、他児との関わりを援助している。保育士以外にも、看護師や栄養士、用務員など、大人との関わりを広げている。保護者とは「生活記録連絡票」や朝夕の会話、お便りなどを通し、連携を密にしながら発達の喜びを共有している。

【A8】	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
------	--	---

<コメント>

日常のことは自分で行い、相手の気持ちを考えることができるようになっている。自立心が芽生え、自発的発言が多くなる時期で、養護だけでなく教育の部分も生活の中に取り入れている。「幼児期に育ってほしい10の姿」を念頭に置いて、保育を行っている。各年齢に応じて、一人ひとりの個性を活かしながら、集団の楽しさを味わうことができるようになっている。今年度は楽しい集団作りを目標に、「わ」をテーマにして、協働性を培う取り組みを行っている。3、4、5歳児の手形で「虹の木」という大きな木を作り、1階の廊下に飾っている。大きな木の下には、年少児の大好きな「どうぞのいす」を置き、全園児の作品として保護者に見てもらっている。年長児は、毎日のウサギ小屋の掃除や餌やりなどを担い、責任を持って役割を行っている。ウサギは、保護者会が「命の尊さを教えて」と寄付したものだが、子どもたちは毎日可愛がって世話をしている。

【A9】	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
------	---	---

<コメント>

区のセンター園として、医療的ケア児を受け入れ、ベッドや必要な設備を整えている。ベッドわきには子どもが安心できるよう、手作りのおもちゃを置き、子どもが遊びながら処置を受けられるようにしている。看護師が医療的処置やリハビリテーションを担当し、健康管理を行っている。また、障害のある子どもは療育センターと連携を取り、カンファレンスを行なながら、保育にあたっている。子どもの体形に合わせた机と椅子を用意し、食事の介助の仕方など工夫を重ね、現在は自分でスプーン使って、食べられるようになっている。個別指導計画のもと、全職員が状態を把握して保育を行っている。医療的ケアが必要な子どもや、障害のある子どもは、別献立を立て、栄養士と保護者が連携を取りながら提供している。保護者とは個別連絡帳を使用し、朝夕のコミュニケーションを密に取って保育を行っている。

【A10】	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
-------	--	---

<コメント>

18:30～19:00を延長保育としている。延長保育では、バームクーヘンやヨーグルト、ドーナツなどの補食を提供している。長時間の保育になるので、子どもたちの体調を考え、ゆったりと過ごすことができるようしている。延長保育は、遅番の保育士が担当となり、各クラスの担任から「引き継ぎ簿」を受け、子どもの様子を把握し、連絡事項を保護者に伝えている。延長保育の利用は14～15人で、迎えの時間も比較的早く、補食を食べ終わる頃の迎えが多い。

【A11】	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
-------	---	---

<コメント>

年長児は後期になると、1年生の歌や絵本、話などで、就学に向けた活動を行っている。1月頃から、小学校に慣れるよう、午睡の時間も取り止めている。卒園前には、小学校からの招待で、学校を見学し、1年生の椅子に座ったり、、ランドセルをしようしたり、1年生と一緒に遊んでいる。今年度はコロナ禍で交流会は中止になっている。毎年、幼保小連携会議に園長が参加している。また、実務者担当者会議には保育士が参加し、情報を交換したり、1年生の授業を参観している。「保育所児童保育要録」を年長児の担当者が作成し、小学校に提出している。

A-1-(3) 健康管理	
【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
＜コメント＞	
<p>「健康管理年間計画」を作成し、事故防止や感染症予防、SIDS対策、健康教育、保護者への情報提供などを行っている。子どもの熱性けいれん、肘内障、食物アレルギーなど、子どもの健康状態に関する情報を全職員に周知し、共有している。毎朝の視診や、一日の子どもの状態、食事の摂取状況などから、健康状態を確認している。月1回、身体測定を行い、「すこやか手帳」で保護者に伝えている。SIDS防止の午睡時の呼吸状況の把握、園内での事故発生の場合には原因の確認、課題の確認、今後の対策などを行い、事故防止につなげている。健康を維持するための「身体づくり」を実践し、特に足裏を使った遊びを取り入れ、健康な身体づくりに取り組んでいる。</p>	
【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	a
＜コメント＞	
<p>0、1歳児は年6回、2歳児～5歳児は年3回、小児科の嘱託医による健康診断を実施している。健康診断結果は、「すこやか手帳」などに記入し、保護者に結果を伝えている。また、看護師が「健康状況報告書」に健康診断の結果を記録している。歯科検診は、年1回実施し、保護者への連絡と記録を行っている。幼児クラスは、看護師が歯磨き指導を行い、歯の磨き方を模型を使って示したり、実際に染め出しを実施し磨いたりしている。栄養士からは、歯に良い食べ物などの話を聴いて学んでいる。保護者には写真を掲示して、内容を伝えている。</p>	
【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
＜コメント＞	
<p>「市公営保育園食物アレルギー対応マニュアル」に沿って、状況に応じた適切な対応を行っている。アレルギーのある子どもは、医師の指示書の下、保護者や栄養士、担任が面接して確認しながら、除去食献立を作成している。食事提供時は、給食スタッフと担当保育士との確認、保育室での保育士同士の確認と、ダブルチェックを行っている。除去食は、他の子どもと別皿に盛り、個別のテーブルで食べてもらっている。お代りの場合も、別皿で配膳している。アレルギー疾患や緊急対応のエピペン（アナフィラキシー・ショックを緩和するもの）使用に関する研修に職員が参加し、最新の知識を得るようにしている。アレルギーや慢性疾患のある子どもに関しては、保護者の了解を得て、他の子どもたちにも状況を伝え、理解できるよう取り組んでいる。</p>	
A-1-(4) 食事	
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。	a
＜コメント＞	
<p>「食育年間計画」を作成し、畑で大根やサツマイモ、トマトなどの野菜を栽培している。また、大きな「たらい」で稲を栽培し、収穫したお米で、おにぎりを作っている。子どもたちが、献立に出てくる食材に関心を持てるようにしている。今年度は、野菜は家庭に持ち帰り、保護者に調理してもらっている。サラダ、煮物にしたなど、おいしかったという声が家庭から届いている。年長児は「箸検定」に挑戦し、遊びの中で正しい箸の持ち方を覚えている。また、家でもできる簡単な遊びとして、イラスト入りの「指の動かし方遊び」を「家庭版箸検定」として配布している。保護者からは、楽しい、簡単に遊べて箸が持てるようになったなどの感想が寄せられている。昨年は、オリンピックイヤーだったことから、世界の料理を国旗を見せながら提供している。子どもたちは国旗を見て、どこの国の人気料理だったかななど、楽しんでいる。今日の献立は、年齢別にサンプルを提示して、保護者に紹介している。</p>	

【A16】	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
-------	---	---

＜コメント＞

子どもの発育状況を把握しながら、離乳食用献立や障害児用献立を立てている。また、病気回復期の子どもや、口や歯の怪我などで摂取が辛い場合は、配慮食を医師の指示の下、提供している。子どもの成長に合わせて食事を提供し、子どもたちが全量摂取したという満足感を味わえるようになっている。職員は「喫食状況報告書」に、味や大きさ、舌触り、子どもの食べる様子などを記入し、次の献立の参考にしている。栄養士は栄養面だけでなく、季節の行事食、世界の料理など、工夫して献立を作成している。行事食では、「チキンライスで鬼ライス」など、子どもたちが大喜びしそうな献立を考えている。栄養士が各クラスを巡回しているが、給食委託業者はコロナ感染防止で巡回できないため、食事場面の動画を撮り、調理員に見てもらっている。「大型調理施設衛生マニュアル」に沿い、HACCP(ハサップ、食品衛生管理基準)の考えに基づき、衛生管理計画を立て、安全な給食を提供している。

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
【A17】	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a

＜コメント＞

乳児クラスは「個人生活記録連絡票」で、毎日の子どもの様子を家庭に連絡している。幼児クラスは「保育記録」をクラスごとに毎日、事務室前のカウンターに置き、園での様子を確認してもらっている。また、朝夕の保護者との挨拶や会話の中で、情報交換を行っている。保育の様子は写真を掲示し、保護者に確認してもらっている。クラスだよりを発行し、園での様子を伝えている。例年は保育参加やクラス別懇談会、個人面談など実施しているが、今年度はコロナ禍で開催できないため、できるだけ、毎日の保育の中で、子どもたちの成長を共有できるようにしている。運動会や生活発表会は、内容を工夫して、規模を縮小して行っている。コロナ禍の中、家庭で身体を動かして楽しむ遊びや、作って遊べるものを作り入りで紹介し、園での活動を家庭でも楽しめるようにしている。一緒にやって楽しかったなど、保護者の声が届いている。

A-2-(2) 保護者等の支援		
【A18】	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b

＜コメント＞

送迎時に子どもの様子を伝え、保護者とのコミュニケーションを大切にし、信頼関係を築くようにしている。保護者からの相談は、すべての保育士が対応している。また、市の発達相談支援コーディネーターの資格を持つ保育士が6名おり、専門的課題を抱える保護者の相談を受け、支援を行っている。相談のあった事例は、会議などで報告し、職員間で共有している。保護者の就労時間に合わせ、日程、時間などを調整しながら、可能な限り対応している。相談ボックスを設置しているが、面接での相談が多い。発達相談支援コーディネーターが子育てに関するおたよりを発行する他、栄養士、看護師も専門的な相談を受けている。

【A19】	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
-------	--	---

＜コメント＞

「市児童虐待対応ハンドブック」に基づき、地域みまもり支援センターや児童相談所と連携を図っている。現在は特に問題となるケースはない。子どもの権利について職員間で話し合い、意識を持って保育にあたっている。疑いを感じた段階から記録に残すことにしており、職員は、市の運営管理課主催の人権・虐待に関する研修を受けている。

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
【A20】	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
<コメント>		
保育所保育指針の改定を受け、週・日指導計画、日誌の様式を改訂している。PDCAサイクルを意識して記録を行い、保育を具体的に振り返るようにしている。日々の保育では、乳児・幼児各フロアで、保育実践の振り返りを行い、専門性の向上に努めている。特に複数担任制のクラスでは、10分ミーティングの時間を設け、振り返りを行っている。年度末には、担任間、他職種と意見交換することで、保育実践の振り返りを行い、自己評価につなげている。		